

行政視察報告書

平成29年5月8日

貝塚市議会議員 中山 敏教 殿

自由市民 食野 雅由
田中 学
田畑 庄司

[調査目的及び、訪問市]

第1日 平成29年4月27日(木)
糸魚川市駅北大火について
新潟県 糸魚川市

第2日 平成29年4月28日(金)
金沢の食文化の継承及び振興に関する条例の具現化について
石川県 金沢市

第1日 平成29年4月27日 糸魚川市駅北大火について

昨年12月に起こった糸魚川市の大火について、現地を訪ね、その火災状況、消火対応並びに現在の状況と課題について視察しました。糸魚川市も、貝塚市同様住宅密集地が多く、消防自動車が入らない地区を抱えていることから、実際に対応された経験を伺い、今後の貝塚市の消防行政の一助になればと思い今回の視察を計画しました。

鉄路で糸魚川市に到着し、駅北の火災現場を見て歩きました。そこには火元と思われる地点から海岸まで広い範囲で全焼した跡があり、大火の凄まじさを感じました。現場を視察した後、駅の山側に位置する糸魚川市役所に出向きました。糸魚川市においては、2週間前に市議会議員の改選があり、まだ議会役員を選出がなされておらず、議長が空席のため小竹事務局長が代わって挨拶をされました。その後、我が会派の食野代表から御礼の挨拶をして説明に入りました。



火災現場の現在の状況

火災当日実際に消火活動を指揮された小野 浩消防防災課長 副危機管理監 指令方から説明を受けました。糸魚川市は、面積 746,24 km²、人口 43,961 人、世帯数 17,459 世帯で、消防本部は、1 署 3 出張所職員 91 人、消防団は 3 方面隊 19 分団団員数 1,028 人で構成されています。ただ、市域が広大で山林の占める割合が殆どだそうです。一連の説明を受けて、昨年 12 月 22 日に発生した糸魚川駅北大火の状況の説明がありました。

火災等状況

(1) 日 時

- ① 出 火 平成 28 年 12 月 22 日 (木) 10 時 20 分頃
- ② 覚 知 平成 28 年 12 月 22 日 (木) 10 時 28 分
- ③ 鎮 圧 平成 28 年 12 月 22 日 (木) 20 時 50 分
- ④ 鎮 火 平成 28 年 12 月 23 日 (金) 16 時 30 分

(2) 出火場所 糸魚川市大町 1 丁目 2 番 7 号 ラーメン店

(3) 出火原因 大型コンロの消し忘れ

(4) 消損棟数 147 棟 (全焼 120 棟 半焼 5 棟 部分焼 22 棟)

(5) 焼失面積 約 40,000 m² (被災エリア)

(6) 焼失面積 30,412 m²

(7) 負傷者数 17 人 (一般 2 人 消防団員 15 人) ※中毒症 1 人 軽傷 16 人

(8) 被災者数 145 世帯 260 人 56 事業所

当日 13 時 00 分に市長を本部長に、糸魚川駅北大火対策本部を市役所内に設置。平成 29 年 2 月 15 日までに 35 回開催されたそうです。火災発生からの出動は、消防本部、消防団はもとより、近隣の上越地域消防事務組合、新川地域消防組合に応援を要請し、その後、新潟県広域消防に応援要請、その上新潟県知事から自衛隊に派遣要請、又、北アルプス広域連合消防本部にまで応援を要請したそうです。消火活動の中で、防火栓は水が濁水しないが、防火水槽は当然使い切ると水が無くなるので困ったそうです。その対応として、以前に経験のあった生コン組合に水の搬送を依頼して防火水槽に補給したそうです。海が近くにあるので海水の使用が出来ると思いましたが、日本海の荒波の影響で数多くのテトラポットがあり、海水の使用は無理だったそうです。



小竹和雄議会事務局長

小野浩消防司令

糸魚川駅の歓迎メッセージ

このような状況の中で、懸命の消火活動がなされ一人の死者も出すことなく鎮火され、現在に至っています。死者が出なかった背景には、地元自治会の加入率がほぼ 100%で、地域の自主防災組織の日ごろの訓練が功を奏したそうです。避難困難者をあらかじめ把握できていて、すばやく対応できたことが大きかったといわれていました。そこで町会の加入率の向上は喫緊の課題であると認識しました。又、消火栓のそばに簡易でも良いからホース等を設置していれば、素早い初期消火が出来るので、今後の課題であるといわれていました。貝塚市においても住宅密集地にこのような取組みを検討してはと思いました。

今後の被災地の整備については、今年 8 月に一定の方向性を検討するようです。被災者の中では、再建、移住など様々な意見があり、区画整理などの意見集約にまだまだ時間がかかりそうです。一刻も早い復興を祈ります。

第 2 日 平成 29 年 4 月 28 日

金沢の食文化の継承及び振興に関する条例の具現化について

金沢市の伝統の食文化を継承し、その魅力を内外に発信することを目的に制定された金沢食文化条例について視察を行いました。中宗朋之議会事務局議事調査課長の歓迎の挨拶があり、我が会派の食野代表から御礼の挨拶がなされました。金沢食文化条例について、山田敏之経済局商業振興課長補佐、同課 篠井哲金融係長、同課 鰐淵美穂主事からパワーポイントを用いて説明を受けました。

条例の正式名称は、金沢の食文化の継承及び振興に関する条例、略称金沢食文化条例で、平成 25 年 10 月 1 日施行の議員提出条例で全会一致で可決成立されたそうです。その定義として、金沢の食や食文化について指定をしています。また市民、事業者、市の役割を取り決めています。市民の役割は、金沢の食文化について理解と関心を深めることと、その普及に配慮すること。事業者の役割は、金沢の食文化に係る知識や技術等の継承及び向上発展に協力することと、その取組みに当たっては、市及び他の関連事業者と相互に協力すること。市の役割は金沢の食文化の普及に係る事業、教育等その継承及び振興に関し必要な措置を講ずるよう努めることだそうです。続いて、金沢の食文化の魅力についての説明

がありました。それは、四季を彩る年中行事と、その時々には食する料理やお菓子、日本海の海産物や加賀野菜などを用いた腕の確かな料理人の技を駆使した料理。豊かな風土と歴史に育まれた酒、醤油などの伝統的食材。金沢漆器や金沢九谷、加賀染など、伝統の技法によって作られた器やしつらえ。婚礼やまつりの料理やお菓子。春夏秋冬の料理やお菓子。地酒などで地の利や歴史を生かしたものです。それに、金沢の農産物と海産物併せて金沢の食文化の魅力をより一層優れたものに作り上げていました。



視察の様子

続いて、それらを作り上げている職人の技術・技能などの向上と継承についての説明がありました。それは、金沢料理職人塾を立ち上げ、卓越した技能を持つ料理職人が講師となって、若手料理人に技術を講習するものや、金沢の菓子名工賞・料理名工賞を設けて、個性豊かで、格調の高い食文化の発展に貢献のあった方を表彰するなど、行政がバックアップされています。又、国内外に向けた情報発信も日本食がユネスコの無形文化遺産に登録された時や、経済産業省のクールジャパンの推進時にもうまくそれらを利用して大きな効果をもたらしていました。その上、東京で各国の駐日大使や海外の文化人を招待して加賀料理による「饗応の宴」と銘打ったイベントを開催し、ユネスコ創造都市ネットワーク世界会議に参加されるなど海外に向けた情報発信をされていました。これまでの取組みとして、金沢の食文化推進委員会の発足、金沢美術工芸大学との連携、シンボルマークを作成してあらゆるところでの活用をされるなど大いにその効果を高める活動をされていました。貝塚においてどれだけの取組みが出来るかこれから検討しなければならないと思いました。

以上のとおり報告いたします。